

# 訪問業者への対応について

- ・首都圏を中心に、闇バイトによる各種犯罪（強盗・窃盗・詐欺等）が横行しています。
- ・犯行の下調べとして、犯人は訪問業者を騙り、家族構成や資産情報等を収集している場合があります。

## 【犯罪を未然に防止するために】次の3つを守りましょう！

### 1 訪問業者の身分を確認しましょう。

- 身分証等で相手の氏名、会社名等を確認しましょう。  
(対面した場合には、必ず名刺をもらいましょう。)
- ◎ 訪問業者等は、訪問販売等を行うときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、
  - ・ 訪問事業者の氏名又は名称
  - ・ 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的であること
  - ・ 当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならないとされています。

### 2 説明を受ける前に、勧誘を受けるか否かの意思表示を明確にしましょう。

- 勧誘を受ける意思がない場合は、「勧誘は受けない」ことを明確に告げ断りましょう。
- ◎ 訪問販売等をする者は、
  - ・ その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認するよう努めなければならない
  - ・ 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならないとされています。

### 3 その場ですぐに、契約をしない(契約前に、誰かに相談する)ようにしましょう。

- 契約した場合は、必ず、契約書をもらいましょう。
- 契約書の書面には
  - ・ 商品・役務等の種類
  - ・ 商品等の価格や役務の対価
  - ・ 代金の支払の時期及び方法
  - ・ 商品の引渡や役務の提供の時期
  - ・ 売買契約若しくは役務提供契約等の解除に関する事項

などが記載されていなければなりません。

- ◎ 訪問販売での契約は、必ず契約内容を示した書面の交付が義務付けられています。

※ 万一、契約してしまったら、すぐに誰かに相談しましょう。

※ クーリングオフ（書面を受領した日から8日間以内）による解約が可能です。

※ 早めに契約の必要性等を再確認しましょう。

直接対応してしまっても、その場では

○ 家に入れない！

○ 点検させない！

○ 契約をしない！

ようにしましょう。

**「おかしいな」と思ったら、すぐに110番通報を！**